

国民生活基礎調査の集落抽出法について

集落抽出法とは、母集団がいくつかの個体からなる「集落」から構成されている場合に、その集落を抽出し、集落内のすべての個体を調査する抽出法であり、母集団の名簿の作成に当たって、個体ごとのリストは得られないが、個体がいくつかまとまった集落であればリストが得られる場合に用いられる。

国民生活基礎調査は、全国の世帯と世帯員が調査対象であり、調査客体として世帯を抽出する必要があるが、全国の世帯のリストという母集団名簿は存在しない。そこで、国勢調査に基づく国勢調査区が、おおむね50世帯を含むように設定されていることから、国勢調査区を世帯の「集落」と捉え、個体（世帯）ではなく、集落（国勢調査区）のリストを母集団名簿として、そこから抽出された調査区の中の全世帯を調査することとしている。

また、集落抽出法は観察単位がまとまっているため、以下のようなメリットもある。

- ① 調査対象となる地区の全世帯が調査対象者となるため、母子世帯など出現頻度の低い事象が漏れなく把握可能である。
- ② 調査対象となる世帯が集中しているため、調査員調査の稼働効率が高く、経費を抑えられる。
- ③ 調査対象となる地区の全世帯が調査対象者であるため、調査対象者に対して調査協力の説明が効果的である。

【集落抽出イメージ図】

